

令和2年度岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会要旨

1 日 時：令和2年12月9日（水） 10：30～12：00

2 場 所：岐阜県美術館 特別応接室

3 出席者：【委員】土屋座長、荒木委員、伊藤委員、江崎委員、近藤委員、酒井委員、三輪委員

【県】大城戸副館長、正村副館長、石原課長、山本係長、勝又主査

4 議 題

(1) 令和3年度県民ギャラリー使用許可団体について

(2) 優先順位及び抽選方法について

5 議事要旨

(1) 令和3年度県民ギャラリー使用許可団体について

土屋座長	許可基準（案）に基づいて美術館側で検討した結果が「許可」欄に記載されているということか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	申請団体は、令和元年度と同じか。
事務局	すべての団体が過去に利用実績のある団体である。
委員	許可基準（案）に「18歳未満の者の作品が全出品作品数の概ね2割以下であること。」とあるが、なぜ2割なのか。
事務局	保育園や教室等の作品発表会など、園児や会員募集に利用されるといった多目的利用のような要素を避けるためと、美術館での展示として、ある程度の質を保つためにこのような基準とした。いくつかの団体で18才未満の方も在籍しているので、2割を目安とすることにした。
委員	高校・大学は別枠ということか。
事務局	美術に関する学科のある学校のみとしている。
委員	「岐阜県美術館の利用実績がある団体については、その利用状況に問題がないこと。」とはどういう意味か。
事務局	施設を利用した際、手引きに記載の事項を守らなかった団体については、次年度以降の利用を不許可としたいと考えている。こちらは、手引きを遵守するとの記載に改める。

(2) 優先順位及び抽選方法について

事務局	優先順位1～2については、事前に日程を確認している。優先順位3の団体については本懇話会で決定し次第、団体に確認し、優先順位4の団体については、12月25日に集まって抽選を行う予定である。 くじは2回引いてもらうが、1回目のくじは、2回目のくじをひく順番を決めるためにひいてもらうもので、2回目のくじで1番をひいた団体から順に利用日程（週）を選んでもらう。優先順位5の団体は12月25日以降に別途抽選を行う。
委員	重複する週の団体だけではなく、優先順位4の団体を全員を集めるとのことか。
事務局	お見込みのとおり。

委員	事前の日程調整は行わないのか。
事務局	昨年度は事務局にて日程調整を行ったが、団体それぞれに強い希望があり、すべての団体が満足する結果にならず、多くの意見をいただいた。
委員	公平性を考え他県に倣って、抽選でやらせていただきたいと考えている。
委員	他団体の方と話をする機会があったが、抽選については「外れても自分でやったことだから仕方ない」という意見だった。今回は抽選でいいのではないか。
委員	その場で決めるということか。
事務局	その場で決めるので、決定権のある方に来てもらうよう、通知文書に記載する。
委員	全室を希望する団体はどうなるか。
事務局	AB両方が空いている日程から選んでもらう。
委員	他県のギャラリーでは、希望日程が重複する団体だけを集めて抽選会を開催しているが、前もってどの時期の希望者が多いか情報提供があったので、それで日程について戦略を立てた。
事務局	申込時に団体が希望週を記載しているので、抽選会開催通知に各週の希望団体数を掲載することとする。
委員	規模の大きな団体はだいたい毎年開催をする日程が決まっている。その日程で開催できなくなった団体が困るのではないか。
事務局	31週に55団体が募集しているため、全ての事情を鑑みた調整は困難であり、公平・公正の観点からも、抽選を行わざるを得ないと考えている。
事務局	3年度のスケジュール決定が遅れたためご迷惑をおかけした。4年度は早めに決定したい。
委員	苦情がないよう、くじを引く前に団体の皆さんにしっかりと納得していただいて、その上で、ぜひ抽選を始めていただきたい。
事務局	2年度の内定通知や3年度の募集通知に抽選となることは記載しているが改めて記載する。
事務局	来年度以降もこの方法で決定するわけではなく、問題がある場合は見直しをしていく。
委員	優先順位3の「新聞社等の公的機関が主催・共催する展覧会」はどういうことか。
事務局	新聞社が共催する展覧会で、公共性が高いため優先している。
委員	優先順位5の基準は何か。
事務局	岐阜県の美術館であることを鑑み、岐阜県民の会員が少ない団体の優先順位を下げることとした。
座長	これで議論は終了ということでしょうか。
事務局	本日の懇話会の結果を受け、申請団体には近日中に結果通知を送付する予定である。ありがとうございました。